

富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県ウェルビーイング広報・行動変容促進業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下、「別紙仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約上限額

金7,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザルの参加資格、条件等

(1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

(2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第2号）により提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 令和8年7月6日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (3) 提出先 富山県知事政策局企画室ウェルビーイング・総合計画推進課
E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp (連絡先は、「12」を参照)
- (4) 回答 質問に対する回答は、令和8年7月8日(水)まで(予定)に全ての参加者に通知します。
- (5) 以下の質問については、受け付けません。
 - ・ 評価基準の配点に関する質問
 - ・ 他の応募者に関する質問
 - ・ 審査員に関する質問
 - ・ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (3) 提出先 富山県知事政策局企画室ウェルビーイング・総合計画推進課
E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp (連絡先は、「12」を参照)
- (4) 事情により参加を辞退する場合は、7月10日(金)午後5時までに、辞退届(様式任意)を提出してください。

6 企画提案書等の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

次の①～③の書類を提出してください。

①企画提案書(A4版:任意様式)

別紙仕様書を参照の上、詳細な企画内容を提案してください。

- ・ 企画提案コンセプト
- ・ 別紙仕様書を踏まえた企画の内容(広報・周知方法、応募・参加を促す工夫、募集コンテンツの共有・発信方法、活用するインフルエンサー・著名人等の候補者を含む)
- ・ 業務の実施スケジュール
- ・ なお、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えありません。

②経費見積書(任意様式)

本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載してください。

③業務実施体制報告書(任意様式)

- ・ 会社等の業務概要

- ・ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
 - ・ 過去の類似事例の受注実績
- (2) 提出期限 令和8年7月24日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出方法 ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出ください。(電話で到着の確認をお願いします。)なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える見込みの場合は、令和8年7月23日(木)正午までに事務局にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。
- (4) 提出先 富山県知事政策局企画室ウェルビーイング・総合計画推進課
E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp (連絡先は、「12」を参照)
- (5) その他
- ・ 提案は、参加業者1者につき1案とします。
 - ・ 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
 - ・ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
 - ・ 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等一切の付帯費用を含むものとします。
 - ・ 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。
 - ・ 業務の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
 - ・ 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

7 企画提案書の取り扱い

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の(2)の場合、提案書等は無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (3) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (4) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきます。
- (5) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定します。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションに参加する者を制限する場合があります。

① プレゼンテーションの日時（予定）

- ・令和8年7月27日（月）以降の平日 ※後日個別に連絡します。

② プレゼンテーションの実施方法

- ・対面またはオンライン（Zoom）により実施します。

③ その他（予定）

- ・プレゼンテーションは、参加申込書を提出された順番で実施します。
- ・当日の説明は、企画提案時に提出した企画書等のみを使用するものとし、追加資料を用いることは認めません。
- ・プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり20分程度（説明15分、審査員からの質疑応答5分）とします。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提出があった事業者に対して書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県のホームページで公表します。審査結果に対する異議申立、質問は受け付けません。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ②プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合
- ③複数の企画提案書を提出した場合
- ④提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合
- ⑤提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑥企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑦この他不正な行為があった場合

9 契約手続き等

選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、審査結果において次点の者と契約締結について協議します。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中に委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。

- (4) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

11 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 7月 6日（月）午後5時 |
| (2) 質問の回答 | 7月 8日（水）予定 |
| (3) 書類提出期限 | 7月24日（金）午後5時 |
| (4) プレゼンテーション | 7月27日（月）以降の平日 |

12 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県企画室ウェルビーイング・総合計画推進課

TEL：076-444-8489

FAX：076-444-4406

E-mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp